

英語史関連文献等における「ウェッドモア協定」 の扱いについて

田中 研治

1. 本稿で扱う問題点

9世紀ごろの英語史を講義する際に、講義項目として必ず選定されるのがアルフレッド大王関係のいくつかの史的な項目である。内外で出版された、ほとんどすべての英語史関連文献でも、彼に纏わる項目が定説的に取り上げられているので、彼は英語史（古英語時代）ではかなり著名な歴史上の人物といえる。本稿では、アルフレッド大王関係の諸項目が種々の英語史関連文献ではどのように取り扱われているかを検討する。主に次の三点について考察する。

まず、(1) 通説では878年にアルフレッド大王とデーン人首領グスルムとの間で結ばれたことになっている、いわゆる「ウェッドモア協定」の実体について検討する。さらに、それがどのような形で締結されたのか、果たしてその文書は存在した（する）のか、などを考察する。(2) 多くの関連文献中では、その協定後に施行されたことになっている、いわゆる「デーンロー」（デーン人の法律が適用される居住地域）という用語がどのような文脈で使用されているか、その妥当性などについても検討する。また、(3) 現存する「アルフレッド・グスルム協定文書」と「ウェッドモア協定」との関連性などについて、調べ得た内容を紹介する。

なお、これら三点を扱う順番は説明の都合で多少前後したり、重複することがある。この三点セットは歴史的に眺めると極めて複雑に絡み合っているからである。

これらの考察を行う動機は、これまでに（神戸薬科大では過去3年間、神戸市内の某女子大英

*2014年12月24日受理。

文学科ではそれ以前に6年間)筆者が行った講義「英語史(または英語の歴史)」の準備段階で、既存の英語史関連文献を参照したとき、主に上記三点に関係するいくつかの解説文において腑に落ちない点があったからである。ほとんどの文献がアルフレッド大王関連項目では、定説的な説明だけに留まり(もちろんその記述がすべて間違っているというつもりはないが)、ある特定の項目に関して、歴史的な史料や文献を踏まえた説明が不足しているため、誤解を与えるのではないかとこれまで個人的に感じてきたからである。

本稿でいう「英語史関連文献」とは、単行本の形で出版され、一般的読者、または専門的な研究者を想定した英語史全体の簡潔な概説書、あるいは詳細な解説書、さらには英語史の特定領域(例えば、古英語)を扱う文献などを指す。また、これらの英語史関連文献以外にも参照した資料もある。例えば、この機会を利用し、近年出版された歴史学(イングランド[中世]史)の関連文献などにも(ごく一部ではあるが)目を通すことができた。また適宜、関連資料として電子資料を参照することができた。

本文中で関連文献名に言及する際には、統一的に、例えば和書の場合は、(文献13)『英語史入門』(2005)のように、また洋書の場合は、(文献E) *The History of English: An Introduction* (2012)のように示す。また、翻訳書の場合は(文献7・訳)『英語史』(1981)のように記し、それ以外の文献、例えば、『アングロ・サクソン年代記』は(原典史料1・訳)などと記すことにする。これ以外に、上の分類以外の文献を引用する場合は、適宜(関連資料1)、(歴史論文1)などと表記する。なお、本稿の最後には、執筆に際して引用したり、参考にしたすべての関連文献、あるいは関連資料(電子資料も含めて)の書誌的情報を一括して記載するので、詳しくはその箇所を参照していただきたい。

2. 関連文献における「ウェッドモア協定」

9世紀当時のイングランド社会は、北欧ゲルマン人、すなわちデーン人たち(文献によって彼らの呼称は一定せず、「ヴァイキング」、「北方ゲルマン人」、「スカンジナビア人」などが使用されるが、本稿では「デーン人」に統一する)の度重なる侵入や略奪を被っていたため、イングラ

ンド側にとって、その脅威と被害は社会的にも文化的にも甚大であった。

ブリテン島の各地では、同じゲルマン人でありながら、先住民族（アングロサクソン人の諸集団）と、侵略民族（デーン人などの諸集団）とに分かれて、両者が軍事的衝突や激しい戦闘を日常的に繰り返していた。デーン人との一進一退の戦いが続くなか、829年のエグバートによるイングランド統一以降、南部イングランドで覇権を握っていたウェセックス王国においてアルフレッド大王（849～899）が即位（在位、871～899）したことはよく知られている。

一般的に、デーン人のイングランド侵略は3期に分けるのが定説であり、実際そのような説明をする文献が多い。その時期は、概略、「第1期：787年～850年ごろ（794年までという説もある）」、「第2期：850年ごろ（832年からという説もある）～878年ごろ」、「第3期：878年ごろ～1042年」（計約225年間）である。

アルフレッド大王の名前や行動、功績が頻繁に言及されるのは、主として第2期（約28年間）から第3期初期における期間である。この時期を中心に、これまでに出版されている種々の英語史関連文献の記述を引用して、どのような当時の歴史シナリオが描かれているかを概観してみよう。当然、各文献ごとの内容配列や、説明の多少、著者によって表現の食い違いが存在するので、記述にも差があることは十分承知している。本稿の議論の出発点として概観するのが目的である。

以下において、問題点として取り上げる「ウェッドモア協定」という用語（あるいはそれに類する用語）が使用されている文献と記述例をあげ、筆者なりのコメントを加えよう。また、関連キーワードとして、「878年、ウェッドモア協定、グスルム、デーンロー、グスルム受洗」の5つを挙げておこう。これらのキーワードがどの程度の比率で各文献では言及されているかを中心にコメントする。以下においては、説明の便宜上、諸文献における共通性の高い名称である「ウェッドモア協定」を使用するが、以後の別な章では「ウェッドモアの和議」と表現することもある。

関連文献からの引用中、[] で囲った部分は筆者による補足である。いうまでもなく、筆者の手元にあるすべての関連文献中で「ウェッドモア協定」という名称（あるいはそれに類する名称）が使用されている訳ではないので、同協定に言及のない文献は以下に引用していない。また、以下に引用する文献がすべてを網羅してはいない。取捨選択した結果の引用である。なお、

引用部分は原文通りである。

(文献1)『現代英語学辞典』(1973)では、次の記述がみられる(「Danish invasions」の項目)。

「その勢力[デーン人侵入軍]は、当時全国に対する覇権を握っていたウェセックス(Wessex)にまで及ぼうとしたが、幸い878年に Alfred 王(在位871-99)によって撃退された。その結果、Alfred とデンマーク王 Guthrum (890没)との間に、ウェッドモア(Wedmore)において講和条約が結ばれ、Guthrum はキリスト教に改宗することを誓った。この条約により、イギリス全土は2分され、侵入者はその一方である主として東アングリアとマーシア(Mercia) およびノーサンブリアの東部を含む地域を占有することになり、それがデーン法地域(Danelaw)と呼ばれた。」(231ページ)

ウェッドモアの講和条約では、2つの条件が出されたことが窺える。1つは、グスルムのキリスト教への改宗(この条件について触れている関連文献は極めて稀であり、本書は例外的にそれに触れている)である。もう1つは、デーン法地域とよばれる領土の占有である。条約の結果、デーンローが決定され、その名前と呼ばれた、という定説通りの説明をしている。

(文献2・訳)『英語の語彙』(1976)では、次のようになっている(原文はフランス語)。

「・・・878年にはウェッドモアの条約が結ばれ、それによってアルフレッド王は[バイキングとの] 敵対関係に終止符を打ち、ウェセックスを救い、デイン人に和平を押し付け、その見返りにデインロー(Danalagu [正しくは Denalagu] 「デイン人の掟に従う地方」)、大ざっぱに言って、ロンドンからチェスターに通じるウォトリング通りの北に位置する全領土の所有を認めた。・・・」(42ページ)

「878年にはウェッドモアの条約が結ばれ」と書かれている部分は定説どおりだが、誰と誰が締結したのかが詳しく書かれていない(つまり、相手方の首領グスルムには触れていない)。また、「デイン人に和平を押し付け」と書かれているのが気になる。実際は、戦いに敗北したデーン人首領グスルムが和議を願い出たことになっている。また、ウェッドモアの条約締結の結果が、すぐにデーンローの決定、承認に結び付いた記述になっている。「北(に位置する)」は厳密には「東北」であろう。なお、デーンローの境界を特徴づける「ロンドンからチェスターに通じる(ウォトリング通り)」という地名を含む語句は以下の諸文献でも頻出する。

(文献3)『英語を学ぶ人のための英語史』(1980)では次の記述がある。「英語の歴史のうち、
[英語] 学習上ぜひ必要と思われる項目に限定して」執筆されているので、簡潔な記述が多い。

「・・・アルフレッドの勇気と忍耐をもってしても、デーン人を完全に追放することは不可能でした。彼は結局「ウェッドモアの協約」を結び、デーン人たちに英国の土地の領有と定住を認めて、ウェッセクスより引き上げさせたにすぎませんでした。・・・」(50ページ)

878年という年代は書かれていないが、やはり、「ウェッドモアの協約を結び」と書いてあり、同時にその結果、デーン人の領土と定住を認めた、ことになっているが、条約締結の相手であるグスルムには触れていない。「領有と定住」を認められた地域も書かれていない。当然、デーンローにも触れていない。

(文献4)『英語史概説』(1980)での記述は次の通りである。

「・・・彼は[アルフレッドは] 878年夏ウィルトシャーの Edington でデーン人を撃破し、Wedmore の和議によりエセックス王国(830年滅亡)の旧領土をデーン人に割譲し、チェスターからロンドンに至る線より東と北に彼らを封じ込めることに成功した。この地ではデーン人の法律が適用されたので、このようなデーン人の領地を‘Danelaw’ という。」(33ページ)

エディントンの地名を引用しているし、「ウェッドモアの和議」という用語を使用している。ただし、やはり「ウェッドモアの和議」の結果、デーンローが決定されたという定説的説明になっている。なお、和議の相手グスルムには触れていない。

(文献5・訳)『現代英語成立の背景』(1980)では、次の記述がある(原文は英語)。

「・・・878年にアルフレッド王(Alfred)は、エサンダン(Ethandun)の戦いにおいて、ついにデーン人を撃ち破った。その結果結ばれたウェッドモア(Wedmore)の条約において、デーン人達はだまかに言ってチェスター(Chester)の北からロンドン(London)までを結ぶ線の東側に留まることに同意した。これはデーンロー(Danelaw)と呼ばれる地域で、そこではデーン人達はデンマークの法の下でデーン人として自由に暮らし

た。・・・」(66～67ページ)

878年という年代とエサンダン [エディントンの旧名] という地名が示され、ウェッドモアの条約により、デーンローと呼ばれる領土区画が認められたという定説通りの説明である。条約の締結者が詳しく書かれていないため、グスルムについても触れていない。

(文献8)『図説英語史入門』(1988)

「878年アルフレッド王はデイン軍のリーダー、グスルム (Guthrum) とウェッドモア条約 (Wedmore Treaty) を結び、これによってロンドン-チェスターを結ぶ線の東側をデイン人の領土として認めることにした。これらの地域はデイン人の法律下に入るところからデイン・ロー (Dane Law) と呼ばれる。」(28～29ページ)

年代、ウェッドモア条約、条約締結者、グスルム、デーンローなどの基本的な項目は示されている。やはり、ウェッドモア条約によりデーンローが取り決められたことを示唆する。

(文献9)『英語の歴史』(1989)では、次の記述がある。

「・・・ウェスト・サクソンの王アルフレッドは878年デーン人と、ロンドンとチェスターを結ぶ線、いわゆるウォトリング街道 (Watling Street) の東側を彼らの領土として認めるウェドモア条約を結んだ。これらの地域はデーン人の法律にしばられることからデーン・ロー (Dane Law) と呼ばれる。」(101～102ページ)

878年のウェッドモア条約はデーンローを認めるための条約ということが行間から理解できる。条約締結の相手グスルムについては触れていない。

(文献10)『英語史総合年表』(1993)は日本で出版された英語史研究者のための基本的かつ詳細な年表形式の参考文献である。

「878 ウェッドモアの協定 (Treaty of Wedmore) [Alfred the Great、苦戦の末デーン人を破り、ロンドンとチェスターを結ぶ線の東北側をデーン人の法律に従う地域 (Danelaw) とし、その地域に限ってデーン人に居住を許す]」(22ページ)

定説通り、ウェッドモア協定の後、デーンローが承認されたという記述だが、その当時(9世紀)から既にデーンローと呼ばれる領土区画があったような内容である。ただし、誰と誰とが協定を結んだかが曖昧である。グスルムについても触れていない。

(文献12)『英語史入門』(2002)では年表形式の次の記述があり、ほぼ(文献10)と同じ内容である。

「878 Wedmore 協定。アルフレッド王、苦戦の末、侵入者デーン人を破り、London と Chester を結ぶ線の北側をデーンロー (Danelaw) (デーン人の法律が及び、かつ居住を許される地域) とした。」(6 ページ)

正確には「北側」ではなく、「東北側」(あるいは東側)であろう。協定締結者が曖昧である。グスルムについても触れていない。ウェッドモア協定によりデーンローが取り決められたことを示唆する。

(文献13)『英語史入門』(2005)

「アルフレッド大王は、ヴァイキングの度重なる襲撃に耐えたが苦戦を強いられ、878年にデーン人の王グスルム (Guthrum) との間に休戦協定を締結し、ウェッドモア条約 (Wedmore Treaty) を結び、886年にはデーン人の法慣行が行われるデーン・ロー (Danelaw < OE Dena lagu) 地域と、アングロ・サクソン人の法慣行が行われる地域とに分けられることになった。」(16ページ)

5つのキーワードのうち4つが使用されているし、珍しく、他の文献では見られなかった886年に言及している。ただし、同年はデーンロー地域が設けられた年という説明に留まっている。なお、表現として「休戦協定を締結し、ウェッドモア条約を結び」という部分が重複していて曖昧である。同一協定なのか、別々な協定なのか、初学者なら迷うであろう。

以上の諸文献では、大筋において、「ウェッドモア協定 (あるいは条約、和議)」が結ばれた結果、デーンローが承認、設定されたことを示唆する定説的な記述になっている。ただし、その協定 (条約) の存在や締結方法などに関する記述は皆無である。

(文献 D) *An Introduction to Old English* (2002) の記述はこれまで引用した内容とほぼ同一である。原文のまま引用する。

「... However, after the first quarter of the ninth century the north and midlands became more and more under Viking attack and the principal southern kingdom, Wessex, began to assume dominance as the only area capable of resisting these attacks.

This was particularly true during the reign of Alfred (871-99), who signed the Treaty of Wedmore. This established peace with the Danes, who controlled the area known as the Danelaw.」(6～7ページ)

(試訳：しかしながら9世紀も四分の一を過ぎたころになると、[イングランド]北部と中部がますますヴァイキングの攻撃を受けるようになった。南部の中心的なウェセックス王国はこれらの攻撃に対抗できる唯一の国として優位を占めるようになった。特にアルフレッドの統治時代(871～899)はそれが当てはまる。彼はウェッドモア協定に署名し、そのため、デーン人との和平が保たれ、彼らはデーンローとして知られていた区域を支配したのだ。)

この文献では、協定の年代の言及もなく、また敵対者グスルムの名前も登場しないが、協定締結の結果、デーンローが決定されたという定説を示している。ここでは、「(アルフレッドは)ウェッドモア協定に署名した(signed)」と書かれている部分が注目に値する。「署名した」という表現は何らかの協定書、あるいは条約文書などが当時存在していた(あるいはそれが現存する)ことを前提とする表現であり、その文書への署名を示唆するからである。次の文献にも「署名された」と書いてある。

(文献B) *Old English: A historical linguistic companion* (1994)

[... In the 870s the Danes turned their attention to Wessex, but were finally defeated by King Alfred at the Battle of Ethandun (Wiltshire) in 878. Under the terms of the Treaty of Wedmore, signed that year, the Danes abandoned Wessex, but were ceded most of England east of a line from Chester to London; this area was known as the Danelaw (the place where Danish law was in force).」(186～187ページ)

(試訳：870年代になり、デーン人はウェセックスへと彼らの注意を向けたが、最終的に878年のエサンドゥーン[現在のウィルトシャー州]の戦いでアルフレッド王に敗北を喫した。同年署名されたウェッドモア協定の条件により、デーン人はウェセックスを明け渡したが、チェスターからロンドンに至る線の東側にあたるイングランドの大部分を獲得した。この地域はデーンロー[デーン人の法律が施行される場所]として知られていた。)

878年という年代も、エサンドゥーンという地名も、署名されたウェッドモア協定も、デーンローにも言及している。しかも、デーンローという名称は当時から既に知られていた (was known as the Danelaw) ということを仄めかしている。

(文献E) *The History of English: An Introduction* (2012)

[... And it was Alfred who was to turn the tide and stop the advance of the Danish Vikings. He managed this in 878 at the battle at Ethandun (Edington), in which he defeated Guthrum, the Danish king of East Anglia. Peace under the Treaty of Wedmore stabilized the kingdom of Wessex by setting a boundary between it and that part of England---namely Northumbria, East Mercia and East Anglia---which was known as *Denalagu* (Danelaw) because Danish jurisdiction was recognized there. ...] (48ページ)
(試訳：デーン人ヴァイキングたちに対する形勢を一転させて、その前進を阻んだのが他ならぬアルフレッドだった。彼は878年のエサンドゥーン [エディントン] の戦いでそれを成し遂げた。即ち、イースト・アングリアのデーン人王のグスルムを撃破したのだ。ウェッドモア協定に基づく和議により、ウェセックス王国は平穏になり、その際、ウェセックスとそれ以外の領域、つまりノーサンブリア、イースト・マーシア、そしてイースト・アングリアを分ける境界線が設定され、そこはデーン人の法律が認められていたため、デーンローとして知られていた。)

ほとんど上記 (文献B) を敷衍したような内容である。やはり、ウェッドモア協定により、デーンローが決められたという説明になっている。

(文献7・訳) 『英語史 (第3版)』 (1981) (原文は英語)

[... 同年 [878年]、アルフレッド大王とグズルム [グスルムの別な読み方] はグラストンベリー近郊のウェドモアで協定に署名したが、この協定はデーン人侵攻の第2期の頂点をなすものであった。ウェセックスは救われ、デーン人はアルフレッド大王の領土から撤退した。しかし、デーン人はイギリスから追い出されはしなかった。協定では単に、デーン人はこの後、ほぼチェスターからロンドンに及ぶ境界線の東側にとどまることが定められたにすぎなかった。この地域は以後デーン人の法律に服することが定められ、そこから

デーネロー (Danelaw) と呼ばれるようになった。その上、キリスト教を受け入れるという条件にデーネ人は同意し、グズルムは洗礼を受けた。この最後の規定は重要な意味を持っていた。」(111ページ)

全体としてかなり詳細な説明である。基本的な項目は揃っている (ウェッドモア協定、その年代、グズルム、デーネロー)。協定締結により、デーネ人の領土区画が決定され、その区域がそれ以降、デーネローと呼ばれたことを示唆しているが、いつごろからそう呼ばれたのかは不明である。やはり「署名した」という表現は協定書が存在していた (いる) ことを匂わせるもので、この説明を読んだ初学者ならその存在を信じ込むのではないだろうか。また、協定ではグズルムの受洗が条件だったことにも触れている。

以上、筆者の手元にある十数冊の関連文献を使用して、アルフレッド大王とグズルムが登場する箇所を中心に引用した。それらの表現のバリエーションは極めて多彩であることがわかる。説明の長短はあるにせよ、あるいは記述の濃淡はあるにせよ、また使用する語句の違いが多少あるにせよ、大体がほぼ同一の歴史シナリオを描写しようとする主旨はよく理解できる。即ち、「アルフレッドがグズルム率いるデーネ人を撃破して、ウェッドモア協定が結ばれた結果、それがデーネローの決定と設置につながった」というシナリオ展開は上掲文献中では大筋で共通している。つまり、英語史的な記述ではこれがいわば定説化 (もっと簡単に言えば、「ウェッドモア協定 (条約)」イコール「デーネローの取り決め」という単純なシナリオ) しているのである。

なお、ウェッドモア協定で取り決められたとされている、グズルムの洗礼であるが、以上の文献中では、(文献1と7)を除いて、不思議なことにそのことには一切触れていない。諸文献がデーネローとの関連性にはほぼ例外なく言及していることに比べると説明の不釣合いを感じずにはいられない。アルフレッドにとってグズルムの受洗は領土区画の境界線と同様、その後の国家運営においても極めて重要な関心事であったと思われるのだが。次の章で取り上げる『アングロ・サクソン年代記』には確かに彼の洗礼のことが記してある。

さて、筆者が深い関心を抱き、かつ疑問に思っている謎めいた事柄の一つは、「果たしてウェッドモアという場所で、アルフレッドとグズルムは揃って協定文書に署名したのであるか」ということである。また「その協定文書 (条約文書) は実際存在していた (いる) のかどうか」に

ついでの問題も筆者には謎である。即ち、関連項目の背後にある事実関係に対する疑問である。これまでに紹介したどの英語史関連文献にもこの疑問を解く鍵は述べられていない。まずはこの疑問を取り上げよう。

3. 「ウェッドモア協定」の真相

878年にアルフレッドとグスルムの間で取り交わされたと想像されているウェッドモア協定書は果たして存在していたのであろうか。本稿第2章で引用したように、多くの英語史関連文献を参照した限りでは、いずれの文献中でも878年には「ウェッドモア協定」が締結されたということが、ほぼ暗黙の前提として説明されているという印象を受ける。では主に歴史学で使用される文献史料中においてはどうか。英語史のみならず、イングランド中世史などの研究で参照されることの多い基本的原典史料『アングロ・サクソン年代記』(*Anglo-Saxon Chronicle*)における878年の記述を以下に引用してみよう。

(原典史料1・訳)『アングロ・サクソン年代記』(2012)の日本語訳は縦書きであるが、便宜上横書きにして、878年の記事の必要部分だけを引用する。

「878年。この年に、デーン軍は、中冬の御公現の祝日(1月6日)の前夜の後に、ひそかに、(イングランド南部の州ウルトシャーの)チベンハムへ行き、馬を駆ってウェセックスの国を蹂躪し、そこに駐留して、住民の大部分を海外に追放した。・・・そして、次の復活祭の日に、王アルフレッドは、少数の部隊を率いて、(イングランド南西部の州サマーセットシャーの)アゼルネーにとりでを築き、そのとりでを拠点にして、サマーセットの、そのとりでに最も近い地方の兵を率いて、デーン軍に対する戦いを続けた。・・・その1日後に、彼は、駐屯地を出て(ウルトシャーの)イグレアへ行き、また、1日後に(ウルトシャーの)エディントン[古い地名はエサンドゥーン]へ行って、そこで、全デーン軍と戦って敗走させ、とりでまで追いつめて、そこに、2週間駐屯した。その時、デーン軍は、王に、予約の人質をあたえ、厳粛な宣誓をして、彼らがこの国から出て行くことを誓約し、また、彼らの王が洗礼を受けることを約束し、そのように約束を履行した。

すなわち、その3週間後に、デーン軍の中で最も身分の高い30名の中の1人である王ゴッドルム[デーン人首領グスルムのこと]が、サマーセット州のアゼルネーに近いアレル[アラー]にいた王アルフレッドのもとに来た。そこで、王アルフレッドは、洗礼式で彼[グスルム]の名親に立った。そして、洗礼ひも解除式は、(サマーセット州の) ウェッドモー[ウェッドモア]でおこなわれた。彼は、12日間王のもとにいた。王は、彼を手厚く礼遇し、彼の供の者にも財宝をあたえて厚遇した。」(87~88ページ)

この文章は、878年にアルフレッドがデーン軍との戦いで勝利をおさめ、両者間での約束通り、降伏した相手方の首領グスルムの洗礼に立会い、さらに後日ウェッドモアで彼の洗礼ひも解除式が行われるに至った経過を記録している。両者間で取り決められたとされる休戦(和議)の条件については、「・・・デーン軍は、王に、予約の人質をあたえ、厳粛な宣誓をして、彼らがこの国から出て行くことを誓約し、また、彼らの王が洗礼を受けることを約束し、・・・」と書いているだけである。協定文書や署名の存在については触れていない。またデーンローについても触れていない。

また、12日間もグスルムがウェッドモアに滞在していたことを考慮すると、洗礼ひもの儀式以外に和議に関する何らかの話し合いや取り決めが両者間であったことが想像されるが、やはり、上掲の文中にはその具体的記述はない。協定に関する具体的な記述や説明がないにもかかわらず、なぜ「ウェッドモア協定(条約、和議)」が締結(署名)されたという記述が多くに関連文献では定説化しているのだろうか。少しずつではあるが、順次その疑問を解きほぐしていきたい。

なお、和訳文の下から5行目に「アレル」という地名が登場しているが、「ウェッドモア」の代わりにこの「アレル」(次の英文中では Aller) という場所で協定が「署名された」と説明している百科事典があるので、ここで参考のために紹介する。

(関連資料1) *New Encyclopedia Britannica* (15版、1988) では Guthrum の項目に、次の解説がある。

[... While negotiations were in progress, Guthrum allowed himself to be baptized under the name Aethelstan, with Alfred as his godfather. The treaty was signed at Aller in

present-day Somerset, and in accordance with its terms Guthrum withdrew to East Anglia, where in 880 he founded a partly Christian state and issued coinage under his baptismal name. A copy of a peace treaty he made with Alfred in 886 is still in existence.」(vol.5; 583ページ)

(試訳：[878年の和議] 交渉が進行中に、グスルムはアゼルスタンという名前で、アルフレッドを名親として洗礼を受けることに同意した。協定はアラー[現在のサマーセット州]で署名されて、条件を受け入れたグスルムはイースト・アングリアへと引き上げた。そこで彼は一部キリスト教化した国を880年に樹立して、彼自身の洗礼名で貨幣を発行した。886年にアルフレッドとの間で結ばれた和平協定の写しが現存している。)

アラールという地名の場所（[原典史料1・訳]の原文テキストである[原典史料2・原文] *Two of the Saxon Chronicles* [vol.1～2; 1892～99、再版1952]では、古英語原語は Alre と表記してある）で協定が結ばれたとする解説を筆者が最初に見たのは、唯一この百科事典においてである。また、同文献は886年には別な和平協定が締結されたことにも触れている。また、興味深いことに、その和平協定の文書が現存していることにも明確に触れている。今回調査した文献と資料の中でも、同文書の現存に言及しているのは、電子資料を除いて、この関連資料だけである。詳細は本稿第4章で述べるが、この886年という年は、「アルフレッド・グスルム協定」が結ばれた年の可能性があり、そのように記述している関連文献もいくつかある。

次に、「878年のウェッドモアでの取り決め」について触れている簡潔な説明を引用しよう。日本語で書かれた、わが国では最初の包括的なアルフレッド大王に関する解説書ともいべき文献『アルフレッド大王：英国知識人の原像』からの引用である。アルフレッドがグスルムの受洗の後見人となり、洗礼ひも（聖香油を保護するために額に巻いた白地の綿布）を解きほどく儀式がウェッドモアで執り行われ、グスルムが正式にキリスト教徒になったことの記述に続き、次の説明がある。

(関連資料2)『アルフレッド大王：英国知識人の原像』（1993）

「ウェッドモアで、抑圧の時代後はじめてのウェストサクソンの賢人会が開かれた。アルフレッドとウェストサクソンの賢人たちがテーブルの一方を占め、グスルムとイーストア

ングリアの貴族や住人が他方を占めて、次の取り決めをした。すなわち、両国の境界はテムズ川河口に始まり、リー川に沿ってその水源までいき、さらにベドフォードで右に折れてウーズ川に沿ってウォトリングストリートまでつづくというものだった。この協定により、マーシアのかなりの部分がアルフレッドの領地となった。」(70ページ)

この記述によれば、ウェッドモアにグスルムたちが滞在していたときに、両陣営の関係者による「賢人会」なるものが開催され、両国の境界が「取り決められた」ことになっている。これはいわゆるデーンローに相当する境界（ただし、「デーンロー」という用語は当時はまだ使用されていない。この用語については第5章で詳しく述べる）と考えられるが、これに相当する取り決め内容は『アングロ・サクソン年代記』でも、次ページで述べるアッサーの『アルフレッド大王伝』でも言及されていない。

上記説明文中、「両国の境界は・・・」で始まる文章は、第4章で触れる「アルフレッド・グスルム協定」(文書現存)の第1条項(本稿22ページに和訳がある)に相当する内容だと思われる。従って、上記文献の説明は、おそらくその後(886年が有力視されている)に締結された「アルフレッド・グスルム協定」のことではないだろうか。ひょっとして、「アルフレッド・グスルム協定」が取り違えられて引用されたのかもしれない(本稿18~20ページで詳しく述べる)。

アラー(原典史料1・訳『アングロ・サクソン年代記』[2012]ではアレル)で洗礼を受けたグスルムが、その後12日間ウェッドモアに滞在し、彼の洗礼に関する他の儀式が執行されたこと以外に、上記のようなデーン人の領土区画や境界のことが話題になったことは想像できる。しかし、それは厳密に協定文書を伴う形であったかどうかは明確ではない。その時の協定文書は存在していない(発見されていない?)ようであり、またその文書を示唆する記録も見当たらない。もし現存するならば、その文書が既に研究の対象になっているはずであるが、その痕跡もない。

上でも引用した『アングロ・サクソン年代記』を再び検討してみよう。エディントン(古い地名はエサンドゥーン)の戦いが終わって、「その時、デーン軍は、王[アルフレッド]に、予約の人質をあたえ、厳粛な宣誓をして、彼らがこの国から出て行くことを誓約し、また、彼らの王[グスルム]が洗礼を受けることを約束し、そのように約束を履行した。」と表現している部分に注目すると、筆者の推測であるが、当時一連の「宣誓、誓約、約束」などは主として口頭でな

されたのではないだろうか。あるいは、「覚書」のような形式だったかもしれないが、いずれも確たる証拠が残っていない。

アルフレッド大王の生涯と功績などを年代順に述べた原典史料（原文はラテン語）として、アッサー（Asser）が著わしたとされる『アルフレッド大王伝』がある。英訳された同書91節の記述によれば、同書は893年に書かれたことになっている。本稿では、英訳された次の同文献を参考文献として使用する。

（原典史料3・英訳）*Alfred the Great: Asser's Life of King Alfred and other Contemporary Sources* (1983) の中では、『アルフレッド大王伝』が65～110ページを占めている。第56節（84～85ページ）において、エディントン [古い地名はエサンドゥーン] の戦いとそれ以降のアルフレッド大王を取り巻く状況に関して、上掲の『アングロ・サクソン年代記』とほぼ同じ記述がある。しかし、協定書（覚書）の存在やデーン人の領土区画に関する取り決めなどについては具体的に何も記されていないので、有力な手がかりを得ることはできない。

これまでは単行本形態の関連文献や史料を調査してきたが、本稿第2章末で触れたように、ウェッドモア協定の謎を解き明かしてくれる十分で確実な情報を得ることはできなかった。第2章中で引用したほとんどの関連文献では「ウェッドモア協定も協定書も、存在していた」という（実体が不明であるにもかかわらず）暗黙の前提を当然視するような視点で書かれていたといってもよい。前にも述べたように、関連文献中の「署名した」という表現はそのことを如実に物語っている。ただ、残念なことには、いずれの関連文献でもそれを裏付ける歴史的な証拠や文献的事実が示されていなかった。

ここで資料に対する視点を変えてみよう。筆者が今回注目したのは、文献資料のほかに、いわゆる電子情報である。今や、急速に発達したインターネットを介して、我々はあらゆる情報源にたどり着くことが可能な時代である。今回筆者が調査したのは主として *Wikipedia* というウェブ上の百科事典である。だれでも自由に執筆、編集が可能な事典である以上、場合によっては、その内容の信憑性に問題があるかもしれない。そして、執筆者が誰であるかということも確かに気になる点ではある。しかし、情報（の手がかり）を得る対象として完全に無視することはできない存在であるとも言える。

今回筆者が「ウェッドモア協定」に関して調査した関連項目は次の5種類である。便宜上、これらを（電子資料）と呼ぶ。（電子資料1～4）が *Wikipedia* に準拠する資料である。なお、（電子資料6）*Wikipedia* ‘Danelaw’ に関する説明は、この章においては取りあげていない。詳細は本稿31ページを参照していただきたい。

（電子資料1）Alfred the Great（全30ページ）

（電子資料2）Wedmore（全8ページ）

（電子資料3）Treaty of Wedmore（全3ページ）

（電子資料4）Treaty of Alfred and Guthrum（全3ページ）

（電子資料5）Early English Laws Project: Treaty of Alfred and Guthrum (AGu) (全10ページ)

（電子資料1）では、30ページにわたり、アルフレッドの人物と功績について述べられているが、5ページ目に設けられた Counter-attack and victory（反撃と勝利）という項目に注目したい。この中ではエディントンの戦い以降のアルフレッドとグスルムの動きが描かれている。ウェッドモア協定については、次の記述がある。

「The “unbinding of the chrism” took place with great ceremony eight days later at the royal estate at Wedmore in Somerset, after which Guthrum fulfilled his promise to leave Wessex. There is no contemporary evidence that Alfred and Guthrum agreed upon a formal treaty at this time; the so-called Treaty of Wedmore is an invention of modern historians. The Treaty of Alfred and Guthrum, preserved in Old English in Corpus Christi College, Cambridge (Manuscript 383) , and in a Latin compilation known as *Quadripartitus*, was negotiated later, perhaps in 879 or 880, when King Ceolwulf II of Mercia was deposed.」（下線は筆者による）

この文章では、下線部に書かれた通り、ウェッドモアでアルフレッドとグスルムの間で合意された正式な協定書についての当時の（あるいは「現代の」か？）証拠は「ない」と書いている。さらに続けて、「いわゆるウェッドモア協定は現代の歴史家たちの創作である（an invention of modern historians）」とさえ書いている。そのあとで、（ウェッドモア協定とは別物の）アルフレッド・グスルム協定（The Treaty of Alfred and Guthrum）の文書が存在することと、その保

管場所に言及している。ウェッドモア協定に纏わるこの重要文書に関しては以下において再度触れることになるだろう。

(電子資料2)では、History (ウェッドモアという町の歴史)の項目において、次の記述がある。

「The Treaty of Wedmore is a term used by historians for an event referred to by the monk Asser in his *Life of Alfred*, outlining how in 878 the Viking leader Guthrum accepted Alfred the Great as his adoptive father. No such treaty still exists but there is a document that is not specifically linked to Wedmore that is a Treaty of Alfred and Guthrum.」(下線は筆者による)

この記事でも、「いわゆるウェッドモア協定というのは、アッサーが『アルフレッド大王伝』で記した878年の事柄に言及して歴史家が使用する用語であること」、そして、「その文書は存在しない」ことを述べているが、この点では(電子資料1)と同じである。また、同様に「アルフレッド・グスルム協定が別に存在する」ことに言及している。しかし、それは「特にウェッドモアとの関わりはない」(that is not specifically linked to Wedmore)と断っている。

(電子資料3)を調べてみよう。「ウェッドモア協定」と題されたこの記事では冒頭部分で次のように書いている。

「The Peace of Wedmore is a term used by historians for an event referred to by the monk Asser in his *Life of Alfred*, outlining how in 878 the Viking leader Guthrum was baptized and accepted Alfred as his adoptive father. Guthrum agreed to leave Wessex and a “Treaty of Wedmore” (sometimes called the “Treaty of Chippenham”) is often assumed by historians to have existed. No such treaty still exists. However, there is a document not specifically linked to Wedmore that is a Treaty of Alfred and Guthrum.」

(下線は筆者による)

この記事は(電子資料2)とほぼ同じ記述であるが、「歴史家が使用する用語」と断って、「ウェッドモアの和議(和平)」(Peace of Wedmore)という用語を使用している。また、(電子資料2)と同様、「(歴史家によってしばしば想定される)このウェッドモア協定(別名、チップ

ンハム協定)は存在しない」と書くと同時に、「特にウェッドモアとの関わりはない」と断りながら、別に「アルフレッド・グスルム協定が存在する」ことを明記している。

さらにこの資料で注目すべきは、同資料中にある Misinterpretation and confusion (誤解と取り違え) という項目である。それによると、ウェッドモア協定に関する唯一の資料はアッサーの『アルフレッド大王伝』であり、同書はウェッドモアで、グスルムがアルフレッドを名親として洗礼を受けたことには触れているが、デーン人領土区画の取り決めについては何も書かれていないことを指摘し、次の説明を続けている。

[However, some misinterpretation appears to have arisen, probably from confusing what happened at Wedmore with the later Treaty of Alfred and Guthrum. This led to a “Treaty of Wedmore” as a defining point in Anglo-Saxon history, as suggested by the map. Whilst it is quite possible that land arrangements were discussed at Wedmore, or Aller, or elsewhere, following Edington, there is nothing in the sources to provide evidence for this.]

(試訳：しかしながら、何らかの誤解が生じた可能性があり、それは多分ウェッドモアでの出来事と、後年結ばれたアルフレッド・グスルム協定との混同に起因するようである。このアルフレッド・グスルム協定が原因で、「ウェッドモア協定」が、ちょうど地図[地図の引用は省略]にもあるように、アングロ・サクソン人の運命の岐路として受け取られたのだ。エディントンの戦い後、ウェッドモアかアラーで、あるいは別な場所で、確かに領土区画の問題が議論されたことはありうるが、諸資料にはそれを示す証拠はない。)

2つの似通った同時代の歴史的事象が、後世において何らかの経緯で「誤解が生じ、取り違えられた」という執筆者の指摘は非常に興味深く、説得力がある。時代背景も、関与する人物も同じであることに起因する「取り違え説」を唱えた人物として、(電子資料3)の執筆者以外に、もっと早い時期に一人存在していたことを紹介しておこう。それは次の人物 Charles Plummer である。

筆者が今回のウェッドモア協定問題を調べるにあたって、まず参照したのは基本となる(原典史料1・訳)の原文テキスト *Two of the Saxon Chronicles* (vol.1~2) (1892~99、再版1952)

であった。もともと Charles Plummer によって編集された校合テキスト（A と E の両テキスト対照編集）で、1952年に Dorothy Whitelock により再版された。テキスト原文の878年に相当する部分の注釈を読んでいたら、ウェッドモアの地名の説明があり、その一部に次のような記述がみられた。これは初版の原著者 Plummer によるものと思われる。

[... On the peace of Wedmore, cf. G. C. E. pp.111-114. The Chron. gives no idea of the extent of Alfred's loss; but the gain was greater still; see below on 901. This peace must not be confounded with the later treaty cited on 886, infra, a mistake which is very commonly made, ...] (vol.2, 94~95ページ) (下線は筆者による)

(下線部試訳：この和議 [the peace of Wedmore] は、下で886年の項目で言及される後年の協定と混同してはならないが、実はそれはよくある間違いなのである。)

1890年代において、既に Plummer によってこのような注意を促す発言がなされていたのである。まさに上の（電子資料3）でも主張されていた「誤解と取り違え」が起こりうること（あるいは、実際起こっていたこと）を、既に19世紀末に指摘していたのである。いうまでもなく、“the later treaty” というのは何度も引用した「アルフレッド・グスルム協定」に他ならない。基本的な文献中の意外な場所に、適切な注意がさりげなく表明されていたのである。因みに、上述の「886年」の項目の注釈は、同書では次のようになっている。

[This winning of London, the headship of which seems clearly recognized, was a very important stage in the progress of the national cause against the Danes, and is probably to be connected with the document known as 'Alfred's and Guthrum's Peace', whereby the boundaries fixed by the original peace of Wedmore (with which this document is often wrongly identified) were materially altered in Alfred's favour;] (99ページ)

(試訳：このロンドン奪回は [『年代記』では886年]、その都市の支配者 [『年代記』では、アルフレッドはアゼルレッドに委任したとある] がはっきり認められていることもあり、国を挙げてデーン人に反撃するという目的を推し進めた点では重要な段階を示すもので、恐らく「アルフレッドとグスルムとの和議」として知られる文書とも関連しているだろう。その和議により、もとはウェッドモアの和議（しばしばこの文書は、その和議 [ウェッド

モアの和議]と間違っ**て扱われるが**)によって決められた領土区画が実質的にアルフレッドに好都合なように変更された。)

この注釈の中でも、Plummerは「ウェッドモアの和議」と「アルフレッド・グスルム協定」はよく間違われることを再度指摘している。ただし、領土区画はもともと「ウェッドモアの和議」で決められたこと、そしてそれが、「アルフレッド・グスルム協定」で、「アルフレッドに好都合なように(即ち、イングランドに有利なように)」変更されたことに言及している。

この時点で、「ウェドモア協定」の謎と真相に一步近づくことができたように思う。電子資料を扱う前の段階で、種々の関連文献を検討した結果、「ウェッドモア協定」文書の存在を示唆する記述が一切なかったということは、そのこと自体、当該文書が過去にも現在にも存在していないことを物語るのではなかろうか。とすると、数種類の(電子資料)でも明確に「存在しない」と書かれていた通り、やはり878年に結ばれたとされる正式な「ウェドモア協定文書」は最初から存在しなかったと結論付けてもいいのではないだろうか。それはもっと簡素な形式「ウェドモアの和議」(電子資料2でも、上述のPlummerによっても使用されている用語)ともいうべき口頭での、あるいは単なる非公式的な覚書(グスルムの洗礼を含め、休戦や領土の)程度の取り決めだったのではないだろうか。

この見解については、本稿14~15ページにおいても筆者は、当時「宣誓、誓約、約束」などは主として口頭で(あるいは[非公式な]覚書の形で)なされたのではないか、という素朴な仮説を述べておいた。そうすると、例えば(文献7・訳・111ページ)において書かれていたような、「アルフレッド大王とグズルム [グスルムの別な読み方]はグラストンベリー近郊のウェドモアで協定に署名したが」という正式な協定書の存在を前提とするような表現(下線は筆者による)にはやや無理があるのではないだろうか。

以上のことから、「ウェッドモア協定」に関して、次の疑問にも答えることができるのではないだろうか。それは、「なぜ多くの内外の英語史関連文献が、“ウェッドモア協定”で締結された協定文書があたかも実際存在していたかのように記述し、その用語が広く定説化しているのか」という疑問である。一つの可能性のある答えが、既に上の(電子資料3)や、Plummer編集の原典テキスト注釈でも指摘されていたように、2つの関連する取り決めの「取り違え説」である。

即ち、「878年にウェッドモアで取り決められたとされる和議（文書は現存しない）と、数年後（886年説が有力）、再びアルフレッドとグスルム両者が取り交わした“アルフレッド・グスルム協定”（文書が現存する）との混同、取り違えに起因する」ということである。長期間にわたり、その取り違えの結果が英語史の領域にも影響を与え、いわば「定説化の連鎖現象」として、時の経過とともに、多くの英語史関連文献中に定着したと考えられる。取り違えがあることを意識して、例えば、上で引用した（電子資料2）などでは、「アルフレッド・グスルム協定」は「特にウェッドモアとの関わりはない」とわざわざ断っているのではないだろうか。この「取り違え説」が定説化に至った経緯や動機は十分明らかにされていないが、筆者には極めて蓋然性の高い説のように思われる。

このように、「取り違え説」の観点に立って、引用した多くの関連文献中の記述を検証すると、なぜその中で「ウェッドモア協定（条約）」という用語が共通して頻用され、同時にその年代が878年になっているのかがよく理解できるのである。

4. 「アルフレッド・グスルム協定」の概略

では定説的な「ウェッドモア協定」としばしば混同されている「アルフレッド・グスルム協定」とはどのような性格の協定だろうか。（電子資料4、5）がまさにこれに答えてくれる記事である。まず（電子資料4）について調べる。

その冒頭部分では次のような説明がある。

「The Treaty of Alfred and Guthrum is an agreement between Alfred of Wessex and Guthrum, the Viking ruler of East Anglia. Its date is uncertain, but must have been between 878 and 890. The Treaty is one of the few existing documents of Alfred's reign; it survives in Old English in Corpus Christi College Cambridge Manuscript 383, and in a Latin compilation known as *Quadripartitus*. The original was probably in Old English.」

この文章は重要な情報を含むので、試訳を添えておこう。

（試訳：アルフレッド・グスルム協定は、ウェセックスのアルフレッドとイースト・アン

グリアのヴァイキング首領グスルムとの間での取り決めである。その成立年代は不明だが、878年から890年の間が有力である。その協定書はアルフレッドの統治時代における数少ない現存文書の一つである。古英語で書かれたその文書が残っていて、ケンブリッジのコーパス・クリスティ・カレッジに保存されている（文書番号383）。さらに、ラテン語で記された文書名は *Quadripartitus* [4部からなる文書] として知られる。[ラテン語の] 原文書は恐らく古英語で書かれていただろう。）

（電子資料1～3）において共通に言及されていた文書が、まさにこのアルフレッド・グスルム協定の文書である。もはやこの文書名には「ウェッドモア」という地名は使われていない。（電子資料2, 3）でも言及されていた「特にウェッドモアとの関わりはない」という説明がここでも当てはまると考えられる。また、何よりも（電子資料1～3）では「ウェッドモア協定書」の存在は否定されていたが、このアルフレッド・グスルム協定は現存する文書であることは確かである。しかし、それが作成された場所は現時点では不明であるが、上掲の（電子資料4）によると、作成年代は878年から890年を想定している。

なお、この協定文書中、序言に続く最初の第1条項が（最も有名な）アングロ・サクソン人とデーン人の領土区画に関する条項である。次のような現代語訳が添えられている（ただし、この現代語訳は D.Whitelock の著書 *English Historical Documents 500-1042* [1955] からの引用であることが断ってある）。

「First concerning our boundaries: up on the Thames, and then up on the Lea, and along the Lea unto its source, then straight to Bedford, then up on the Ouse to Watling Street.」

（試訳：最初の条項は、我々の境界線に関することである。[その境界線は] テムズ川に沿って遡り、さらにその後リー川に沿って遡り、そしてリー川の源泉に着いてから、まっすぐベッドフォードへ出て、それからウーズ川に沿ってウォトリングストリートへと通じる。）

（電子資料4）の説明では、「後世の人たちはこの条項の内容をいわゆる“デーンロー”と解釈するが、実際はこの条項は、恐らくアルフレッドがロンドンを奪回したことによる政治上の [即

ち、アルフレッド側から見た] 領土区画を示すのではないか」という著者の意見が添えてある。なお、本稿15ページでも言及した（原典史料3・英訳）*Alfred the Great: Asser's Life of King Alfred and other Contemporary Sources*（1983）の中にも、同協定の英訳が掲載されていて参考になる（171～172ページ）。

第1条項では最後の部分に「ウォトリングストリート」という地名が出てくるが、第2章で紹介した文献中に現れる「ウォトリング通り（街道）」という語句は上掲の「ウォトリングストリート」が出所であろう。

次に第2条項以下について、その概要を紹介する。同協定の第2条項では、アングロ・サクソン人でもデーン人でも、殺人を犯した場合は、その償いとして相当高額な同額の人命金を支払うことを規定し、第3条項では、殺人事件での原告と被告の宣誓に関する回数が規定されている。第4条項では、誰でも奴隷や、家畜の購入時には保証人を必要とすることを規定する。最後に、第5条項は、両国民間の相互往来に関する規定で、家畜や物品の輸送時は許可を得ればお互いの領土内を通行できることなどが規定されている。

領土区画を規定すると思われる、その第1条項の注釈は、（原典史料3・英訳）では次のようになっている。

「This is the boundary which separates Wessex and English Mercia from the Danelaw, and it presumably represents a modification of the boundary established when the Vikings divided Mercia with Ceolwulf in 877: Alfred took control of London in 886, and in the new settlement the city is left on the English side. The treaty must therefore have been drawn up in or soon after 886; . . .」(311ページ)

（試訳：この境界線はウェセックス並びにイングランド領マーシャと、デーンロー区域とを分けるものであり、877年にヴァイキングとチェオルウルフとでマーシャを分割して決めた境界を変更することを恐らく示すものだろう。アルフレッドは886年にロンドンを取り返し、新たな領土として、ロンドンはイングランド側になった。従って、同協定は886年中に、あるいはその後すぐに作成されたものに違いない。）

この注釈中では、「アルフレッド・グスルム協定」の作成年代は886年か、あるいはその直後が

想定されていて、その根拠をアルフレッドの（グスルムからの）ロンドン奪回に置いている。なお、アルフレッドのロンドン奪回に関しては『アングロ・サクソン年代記』の886年の記事にも書かれている。しかし、同年に協定が結ばれたことの記録はない。因みに、歴史学者の中には、アルフレッドのロンドン奪回が必ずしも同協定締結の契機や根拠とみなさない人もいるようである（次の節で引用する P. Kershaw の〔歴史論文1〕を参照）。

さて、この協定文書が現存するという点については、結論先出しではあるが、既に本稿第1章の冒頭で簡単に触れている。現存を裏付ける事実として、その文書の保管場所などが分かっていることをあげれば十分であろう。また、その第1条項を本稿22ページにおいて引用したことからもその存在は明白である。現存するこの文書については、現在においても歴史学者の間で書かれている内容や表現が取り上げられ、その法制史的、歴史的な意義や後世への社会的な影響などが詳細に議論されている。

例えば、今回筆者はその関連文献として、アメリカ在住の歴史学者 Paul Kershaw の（歴史論文1）を読む機会があった。その論文タイトルは、The Alfred-Guthrum Treaty: Scripting Accommodation and Interaction in Viking Age England (2000) という刺激的なタイトル（和訳「アルフレッド・グスルム協定：ヴァイキング時代のイングランドにおける受容と相互交流の筋書」）である。

最後に、本稿16ページでタイトル名を記載した（電子資料5）の内容を紹介する。この記事は珍しく執筆者名（Thom Gobbitt）が書かれている。著者は現在、オーストリア学士院・中世学研究所所属の研究者で、古文書学、写本学、考古学、アングロ・サクソン学などが専門である。（電子資料5）はロンドン大学の歴史学研究所における「Early English Laws Project」の一部として発表されたものであると思われる。記事の前半では、保存テキストの形態、保存状態、その成立年代などが述べられている。後半では、この文書の6つの条項（序言に加えて5つの条項に分かれている）の解説がなされている（6条項の概略は本稿前ページで解説済み）。

なお、この執筆者は、「アルフレッド・グスルム協定」を「アルフレッド・グスルムの和議」（the Peace of Alfred and Guthrum: 略称 the Peace）と呼んでいる。この協定書の原文は2種類現存し、それぞれ原文1、原文2（別名、B 2テキスト、B テキスト）とに分かれている。いずれ

も写本文書として編纂された時期は12世紀初期のものだろうと書いている（当然、原文作成年代はもっと早い時期である）。その原文作成年代であるが、歴史学者により見解が異なっている。著者 Gobbitt は、この協定文書を「事実上の休戦協定（the real-world truce）」とみなしており、従来はその作成年代は886～890年の間と想定されてきたが、総合的に考えると、それは880～890年の間が適切であろうと書いている。

以上が同資料における作成年代に関する部分の簡単な紹介である。これ以外にも、写本全体のページレイアウトや、写本の見出し部分である装飾文字（rubric）の特徴、あるいは同写本のラテン語版テキストとの比較、などに関する説明があるが、今回その解説は割愛する。

筆者のように、歴史学が専門でもなく、その関連文献や議論に馴染みの薄い者にはその年代決定に軽々しく口をはさむことはできない。参考意見として、前ページで言及した Paul Kershaw の（歴史論文1）を再度引用しよう。Kershaw はこの協定の略称として、論文中では一貫して“AGu”を使用している。また、様々な歴史的状況を考えれば、彼は同協定の作成年代を886～890年の間に措定するのが最も可能性が高い（the most likely）と書いている（上記論文47ページ）。

なお、不思議なことに、同協定書が「どこで」作成されたのか、についての議論や説明を今まで筆者はどの関連文献でもみたことがない。従って、「アルフレッド・グスルム協定」の締結場所が依然不明（一方、「ウェッドモア」という地名は確実に『アングロ・サクソン年代記』中に出てくる）であることも、これまで2種類の取り決めがしばしば「取り違えられてきた」原因の一つではないだろうか。

同協定書の作成年代については、本稿13ページでも述べたように、また本章中でも何度か関連文献や史料の記述を引用したように、886年説が有力候補の一つである。事実そのような記述をする関連文献もある。

例えば、（文献11）『英語史』（2000）では次の記述がある。少し長くなるが関連部分を引用しよう。

「・・・アルフレッドは一進一退ののち、878年にエディントン（Edington；現在の Wiltshire 州内）での戦いに大勝をあげた。この戦闘は実にウェセックスの命運を賭けた

一戦であり、この勝利によってウェセックスは滅亡を免れた。敵王グスルム（Guthrum）はウェドモア（Wedmore；現在のSomerset州内）でアルフレッドに和を乞い、休戦協定を締結した。さらに、グスルムは、デーン人として初めてキリスト教に入信して洗礼を受け、ウェセックスを放棄してイースト・アングリアへ退いた。グスルムの洗礼は、その後デーン人の間にキリスト教が普及した端緒を開くものであり、デーン人がアングロ・サクソン人に適応し、同化するのを容易にした点で重要である。

アルフレッドは、ロンドンを取り戻したのち、和平を永続させるべく、886年にデーン人と領土の区画協定を結んだ。それによれば、ロンドンをイングランド領とした上で、ローマ人が建設した基幹道路の一つである、ロンドンからChesterに至るウォトリング街道（Watling Street）の南側をイングランド領、以北からノーサンブリアの南半分まで、すなわち、イースト・アングリア全土、マーシアの東半分、ノーサンブリアの南半分よりなる全イングランド領の約半分をデーン領とし、デーン領内での彼ら独自の法律の施行と自治を認めた。このデーン領をデーンロー（Danelaw [OE Dene-lagu] 「デーン法地域」）と呼ぶ。」（35～36ページ）

この解説では、878年にはウェドモアで休戦協定（和議）が取り決められ、その後、886年には領土の区画協定が結ばれたと述べていて、これら2つの取り決めを「誤解したり、取り違える」ことなく明確に区別している。886年に締結された「アルフレッド・グスルム協定」の意図が簡潔に表現されて（「和平を永続させるべく」、「領土の区画協定を結んだ」）いて、同協定の意義と位置づけを理解しやすくしている。日本語による他の関連文献には、このような適切な記述はみられない。英文の関連文献では、（文献A）*Old English and its Closest Relatives*（1992）の141ページに一連の適切で優れた記述がある。

ただ、886年の協定は単独の領土区画協定ではなく、実際は前述（本稿22～23ページ）したように、序言部分を含めて6つの独立した条項からなる相互協定である。また、（文献11）の解説ではアルフレッドのロンドン奪回が同協定締結の契機という見方に立っている。この見方によると、「アルフレッド・グスルム協定」中の領土区画条項（第1条項）に関しては、ロンドン奪回後のアルフレッドの（つまりイングランド側の）優位性と都合を優先させた条項である可能性が

高いと思われる（本稿19～20ページの Plummer の注釈を参照）。全体的には、同協定の性格は、（電子資料5）の著者 Gobbitt が指摘するように、「事実上の休戦協定」といってもいいだろう。

いずれにしても、878年の「ウェッドモア協定」と、880～890年の間に作成されたとされる「アルフレッド・グスルム協定」とは別物である。その時間的間隔は多く見積もって12年、少なく見積もっても2年（886年と仮定して8年）であり、従って、本稿18ページでも述べたように、同一の関係者（関係集団）が関与するそれら2種類の取り決めが、きわめて短期間のうちに歴史的事象として発生し、社会的な影響関係の中で存在していた（即ち、休戦協定の性格を有する）ため、何らかの経緯で、（あるいは不注意で）後世において「誤解されたり、取り違えられた」可能性は大きいように思われる。

「誤解と取り違え」を誘発すると思われる別な原因を探るとすれば、「ウェッドモア協定」と「アルフレッド・グスルム協定」に相当する用語の紛らわしさではないだろうか。人によって、時には「ウェッドモアの和議 (Peace of Wedmore)」と呼んだり、時には「ウェッドモア協定 (Treaty of Wedmore)」と言ったり、一方で、「アルフレッド・グスルム協定 (Treaty of Alfred and Guthrum)」と呼んだり、他方、「アルフレッド・グスルムの和議 (Peace of Alfred and Guthrum)」という用語が存在する。このような複数の類似用語の存在と、それらの首尾一貫しない文脈での使用のために、実際「誤解と取り違え」が引き起こされたことが十分考えられるのではないだろうか。

筆者の手元にある関連文献中にも、そのような「誤解や、取り違え」を反映すると思われるものがいくつかみられる。新旧2つの文献を例として引用する。

（文献6）『英語史 I』（1980）の「古英語概観」の章で、次のような記述がある。ヴァイキングのイングランド侵略に関する説明である。侵略の第2期（850年ごろ～878年ごろ）の説明を途中から引用する。

「・・・886年 Alfred 王はデーン軍のリーダー Guthrum との間に、London-Hertford-Bedford-Chester を結ぶ線の東側をデーンの法律に従う地域 (Danelaw) として認める条約を Wedmore で結んだ。第3期は878～1042年で、条約にも関わらずデーン人との関係は不安定であった。」（6ページ）

「886年に、ウェッドモアで条約を結んだ」と書いてある部分が気になる場所である。なぜならば、続きの文章が「第3期は878～1042年で・・・」となっていて、本来ならば886年は時期的には第3期に属す年代だからである。上記の部分は第2期に関する説明である。従って、「886年」は何らかの取り違えの結果であろうと思われる。著者はこの時点で、(少し早まって)「アルフレッド・グスルム協定」の存在を思い出して、その年代に言及したのではないか。本来は、Wedmoreの地名を使用するとすれば、それは定説通り「878年」の「ウェッドモア協定」ではないだろうか。

(文献17)『ヴァイキングのイングランド定住—その歴史と英語への影響』(2012)では「ヴァイキングのイングランド侵攻」の章において、「アルフレッド大王」に関連する説明が次のようになっている。

「アルフレッド大王はそれから7年〔著者はグスルムがイースト・アングリアへ戻った時期を879年としている〕経った886年にグットルム〔グスルムの別な読み方〕とエドモア協定〔普通はウェッドモアと書かれる〕(The Treaty of Wedmore)を結ぶことによって、すでにヴァイキング軍から離脱し北部と東部に定住し百姓や地主になっているデーン人達を駆逐せず、定住の許可を公に認め、その地とアングロ・サクソン人が占める南西部地域との境界線を設けた。」(19ページ)

今まで何度も述べたように、定説では「ウェッドモア協定」は878年である。従って、「886年」に「ウェッドモア協定」が結ばれたとする上の説明は、やはり著者が2種類の類似した取り決めを「混同して、取り違えた」結果であろう。なお、上掲同書18～19ページには、878年の出来事が説明されているが、エディントンの戦い後の定説的な「和議」や「取り決め」に関しては、簡単にグスルムたちのキリスト教への改宗に触れているだけである。デーン人が定住を許され、領土区画を設定する正式な協定が結ばれたとするならば、それこそ886年(ただし推定年代)の「アルフレッド・グスルム協定」に他ならない。

5. 「デーンロー」という用語について

最後に検討しなければならないのが、「デーンロー」の実体とその用語である。本稿第2章で引用した関連文献では、既に本稿10ページでも述べたように、ほとんどの記述が「アルフレッドがグスルム率いるデーン人を撃破して、ウェッドモアの和議が結ばれた結果、それがデーンローの決定と設置につながった」というシナリオ展開になっている。即ち、本稿で繰り返し述べているように、「ウェッドモアの和議」イコール「デーンローの取り決め」という単純なシナリオが定説化しているのである。

確かに常識で考えても、アルフレッドがグスルムを撃破し、ウェッドモアでの和議を結ぶ前からデーンローが既に存在したことはありえないが、しかし、逆に、ウェッドモアでの和議によってデーンローがその直後すぐ（例えば翌年）に設定され、施行されたかといえば、それも確証がないため納得し難い。確証がないにもかかわらず、多数の関連文献ではデーンローの扱いが、何度も触れるように、まるで申し合せたように、「ウェッドモアの和議」イコール「デーンローの取り決め」という単純なシナリオの中で定説化している。しかし、次のように説明している異色の文献もある。これはデーンローの歴史的な位置付けが、英語史研究者の間でも錯綜していて、その説明に既に食い違いが生じていることを反映しているようである。

（文献14）『ベーシック英語史』（2007）では次のような説明がある。

「[ブリテン島は] 8世紀後半から11世紀にかけての数百年間は、今度はデーン人（あるいはスカンディナヴィア人）による襲撃や侵入を受けた。ブリテン島の北東の約三分の二は、デーン人の法の支配下におかれ、デーンロー（Danelaw）と呼ばれた。南西部のウェセックス（その中心地はウィンチェスター）を支配していたアルフレッド大王（Alfred the Great、在位871—899）がかろうじて持ちこたえ、デーンローの南側の地域はデーン人の支配を免れた。古英語の文献の多くがこの地の英語、すなわちウェスト・サクソン方言で書かれているのはこのためである。デーンロー地域の文献の多くはデーン人に焼き払われて消失してしまった。一方、アルフレッド大王は学問の振興に熱心で、自らもラテン語文献を英訳したり、『アングロ・サクソン年代記』（*Anglo-Saxon Chronicle*）の編纂事

業を進めたりした。」(10~11ページ)

この説明では、まずデーンローありきである。アルフレッドとグスルムが戦った、いわゆる「エディントンの戦い」(878年)を経て、その後の定説的な「ウェッドモアの和議」成立以前に「デーンロー」区域が既に存在し、8世紀後半から11世紀にかけて、そう呼ばれていたことを暗示する記述になっている。少なくとも上の文章を読む限りではそのように解釈できる。この文献はタイトルからも分かるが、英語史の初学者を対象とする教科書風文献である。簡潔な説明のほうが初学者には理解しやすいのは当然のことであるが、定説が初学者向きに述べられていない、あるいは誤解を与えるような記述の順番が大いに気になるところである。

次は、複雑に絡まりあったヨーロッパの多彩な諸言語とその特性や分布を一般読者向きに解説した文献であるが、(文献14)と同様、あたかもデーンローが878年以前から存在していたかのよ
うな誤解を招きやすい表現になっている。

(関連資料4・訳)『西欧言語の歴史』(2006)(原文はフランス語)

「・・・デンマークあるいはノルウェーからやってきたスカンジナビアの略奪者たちの侵入は続いて南下し、アルフレッド王の王国に恐るべき脅威を与えた。しかし、アルフレッド王はいわゆるデーンロー Danelaw「デンマークの法が治める領地」の境界線で878年に撃退することに成功した。・・・」(451ページ)

デーンローの実体があきらかにないのは、一つには成立、施行を明確に示す確かな証拠や記録が不十分だからである。にもかかわらず、特に英語史関連文献では、その「用語」だけが伝統的に独り歩きしているのではないだろうか。9世紀末以降のデーンローの実体を示す(と思われる)最も近い状況証拠としてしばしば引用されるのが、本稿22ページでも引用した、「アルフレッド・グスルム協定」の第1条項である。次に再掲しよう。

「最初の条項は、我々の境界線に関することである。テムズ川に沿って遡り、さらにその後リー川に沿って遡り、そしてリー川の源泉に着いてから、まっすぐベッドフォードへ出て、それからウーズ川に沿ってウォトリングストリートへと通じる。」

これが確かに「デーンロー」の取り決めであると記してあれば全く問題はないのであるが、残念ながらその時点(仮に886年としておく)では「デーンロー」という用語も概念も存在しな

った（後で詳しく述べる）。その点が曖昧模糊としているため、前述の（文献14）のような説明も含めて、少なくとも英語史の領域では、「デーンロー」という用語が様々な文脈で、かつ著者ごとに微妙なニュアンスで使用されるという結果にもなっている。

なお、次に引用する（電子資料6）*Wikipedia* ‘Danelaw’ の項目では、886年の「アルフレッド・グスルム協定」がデーンローの領土区画の正式な取り決めであると指摘する。

「Danelaw is also used to describe the set of legal terms and definitions created in the treaties between the West-Saxon king, Alfred the Great, and the Danish warlord, Guthrum, written following Guthrum’s defeat at the Battle of Edington in 878. In 886, the Treaty of Alfred and Guthrum was formalized, defining the boundaries of their kingdoms, with provisions for peaceful relations between the English and the Vikings.」

（試訳：デーンローはウェスト・サクソンのアルフレッド大王と、デーン人首領グスルムとの間の協定中で作成された一連の法律用語とその定義を差し指すこともあり、その協定は878年にエディントンの戦いでグスルムが敗北したあとに書かれた〔署名された〕ものだ。886年にはアルフレッド・グスルム協定が正式に結ばれ、それにより、イングランドの人民とヴァイキングたちとの平和な関係維持を条件として、両国の境界線が決定された。）

この説明では、878年にはエディントンの戦い後、両者間で領土区画のための何らかの文書が作成され（written following Guthrum’s defeat）て、それが886年に正式に締結された（文書化された）（formalized）というシナリオを示唆する。要するに、アルフレッドとグスルム間で交わされた和議の取り決めは、1回目が878年に成立し、2回目が（アルフレッドのロンドン奪回を契機として）886年に文書形式で正式に締結されたことを示唆しているようである。休戦と領土区画等に関する2つの類似した協定が同時代に、しかも長い時間を置かずに、同一人物が関与する社会環境で存在したと考えれば、両者の年代を取り違えることがない限りにおいては、両者を相互関連性を有する歴史事象として理解するのは容易なシナリオである。

しかし、878年の取り決めに関して、何らかの文書の存在を確認できない以上、あるいは（電子資料6）の著者が証拠を示さない限り、やはりこの場合も「878年には・・・書かれた（署名

された)」という表現は気になる部分である。

デーンローの話題に戻ろう。今回、筆者は（ウェッドモアの和議の場合と同様）英語史の関連文献だけに頼らず、他の分野での手がかりを求めて歴史学の文献と論文を少々読む機会があったので、その紹介を以下において試みる（ただし、歴史的な評価と批判は今の筆者には当然無理なので、簡単な紹介だけにとどまることをご理解いただきたい）。

まず（関連資料4）『イギリス史』（1998）では次の解説がある。

「アルフレッドの抗戦でデーン人に打撃を与えることはできたが、彼らを全面的に撃退することはできなかった。そこで彼は平和共存の道を選んだ。アルフレッドは勝利後〔エディントンの戦いと思われる〕の休戦で、デーン人の首領グスルムにキリスト教の洗礼を受けさせる。さらに、886年ロンドンを奪回すると、ロンドンからチェスタにいたるウォトリング街道の北東側の地域をデーン人の支配地として認め、そこではデーン人の法習慣がおこなわれるのを許した。これを「デーンロウ地方」という。」（38～40ページ）

今までに引用した英語史関連文献とほぼ同じような説明であるが、いわゆる878年の「ウェッドモアの和議」については触れていない。この（関連資料4）を少し詳しく解説した内容が（文献11）『英語史』に描かれたシナリオであると思われる。いずれも886年のアルフレッドによるロンドン奪回をデーンロー設置の契機とみなしている。ただし、多くの関連文献同様、上掲の表現“これを「デーンロウ地方」という”は曖昧である。読む側にとって、現代の視点なのか、当時に遡った視点なのかが不明確だからである。

なお、上述の（電子資料6）と同様、この協定が結ばれたとされる886年をそのまま「デーンロー」設置の年と解釈する文献は多い。例えば、（文献C）*Concise Oxford Companion to the English Language*（1998）では付録部分の年表中で、「886 The boundaries of the Danelaw are settled.」（675ページ）と記している。（文献13）の英語史関係年表（216ページ）でも「886 デーン・ロー（Danelaw）のとり決め（アングロ・サクソン人とヴァイキングの居住区域の協定）」と記している。また、本稿36ページでも述べるように、（文献11）でもそうである。

次に、歴史学の立場から書かれ、英語史関連文献ではどこにも詳しく説明されていないと思われる事柄、即ち、デーンローという用語の起源に言及したある論文を紹介する。他にも歴史学領

域の関連論文は多いと思われるが、たまたま本稿24ページで引用した P. Kershaw の論文の次に（即ち、同一論文集の中で隣り合わせて）収録されていた論文がデーンローに関する（歴史論文 2）だったのである。

その（歴史論文 2）というのは、Matthew Innes 著の “Danelaw Identities: Ethnicity, Regionalism, and Political Allegiance”（2000）である。この論文は、イングランドに侵入して以来、独自の社会形成を目指し、各地で徐々に定住化するデーン人達（論文では the Viking settlers などと呼んでいる）と、彼らとの共存を意識しつつ、一方で、伝統的な既存社会でのイングランド的アイデンティティを重視し、強固にしようとするイングランドの支配者たちの政治的思惑や現実的政策（Realpolitik）を考察しようとしている。

歴史学や、イングランド中世史（あるいは一部の英語史研究者の間）では以下のような内容は既に定説化しているのかもしれないが、今まで専ら英語史の関連文献だけに目を通していた筆者には大いに参考になった。

「デーンロー」に関して、同論文76～77ページに次の2つの文章がある。

「It is not an accident that it is in this period, in a series of law-codes associated with Archbishop Wulfstan II of York (one of the key players in the convoluted politics of northern England) , that the ‘Danishness’ of eastern and northern England first finds consistent expression. It was Wulfstan who coined the term *Dena lagu*, usually translated ‘Danelaw’, but literally ‘the law of the Danes’, in contrasting practices in eastern and northern England with the ‘English Law’ of the West Saxon heartlands. It is significant that Wulfstan, like some of his contemporaries, saw these regional differences in legal practice in ethnic terms. Wulfstan used the term *Dena lagu* in a law-code drafted for Aethelred in 1008, and, probably slightly earlier, in a tract concerned with the rights of the Church in eastern and northern England.」（下線は筆者による）

（下線部試訳： *Dena lagu* という用語を考案したのは他ならぬウルフスタンであり、普通それは ‘Danelaw’ という英語訳になるが、逐語訳は「デーン人の法律」である。彼は、イングランド東部と北部の（法制上の）慣習と、ウェストサクソン中枢地域のイン格蘭

ドの法律を比較していたからだ。彼の同時代人と同様、民族の名前を借りた用語を使って、法制上の慣習における地域差を認識していたのは意義深いことだ。ウルフスタンは1008年にエゼルレッド [在位 979-1016] のために起草した法典中でその *Dena lagu* という用語を使用した。恐らくはそれより少し早い時期に、イングランド東部と北部における教会の権利に関する手引書中での使用だったかもしれない。(筆者注：ウルフスタン Wulfstan [? ~ 1023] という人物は、長い間ヨーク大司教の地位にあった人である。ラテン語のタイトル [中身は古英語文] による説教書 *Sermo Lupi ad Anglos* 『イギリス人に対するルプスの説教』[1003] などを書いた人として知られる。「ルプス」はラテン語で「オオカミ」だから、ここでは自分の名前の前半部「ウルフ」を暗示している。)

続いて、次はデーンローという用語の普及状況について述べている部分である。

[There is no other pre-Conquest evidence for the diffusion of the term 'Danelaw', so loved by modern historians, and it may be that it was popularized by twelfth-century legal commentators interested in differences in regional custom, who found the term in Wulfstan's law codes and used it in a new way, as a territorial label. When modern scholars use the 'Danelaw' as a blanket term, referring to the areas of England which had been subject to Scandinavian settlement as if they were a homogeneous and recognized unit, they are taking Wulfstan's usage out of context: it is vital to remember that the 'Danelaw' of the textbooks is a term of art, not a consistently used contemporary label.]

(試訳：ノルマンのイングランド征服 [1066] 以前には、現代の歴史家に愛好されている 'デーンロー' という用語が普及していた証拠はなく、恐らく地域の習慣差に関心を持っていた、12世紀の法律関係の注釈者によって普及することになったのだろう。彼らは、ウルフスタンの法典中でその用語を見つけ、それを、目新しい内容、つまり領土区画表示として使用したのだ。現代の学者がそれを包括的な用語として使用する場合、即ち、以前からスカンジナビア人 [デーン人] の居留地の支配下にあつて、あたかも均質的で承認された単独集団であるかのように思われていたイングランドの諸区域を指す場合は、彼らはウルフ

スタンの用語を本来の文脈から切り離していることになる。記憶すべき重要なことは、
[現代の]教科書類の中の‘デーンロー’は[現代風]専門用語の一つであり、当時[ウ
ルフスタンの時代]は領土区画表示の意味で首尾一貫して使用されてはいなかったのだ。)。
上の解説から理解されることは、要するに、「デーンロー」という用語は11世紀にウルフスタ
ンが執筆した法典の中で、イングランドの法制上の慣習と対照させて、デーン人の法制上の慣習
を表すために使用したのが最初で、当時は領土区画を表す意味はなかったのである。その後、12
世紀の法律関係の注釈者が、ウルフスタンの法典中でこの用語を見つけ、それを「領土区画を表
示」するための「新たな意味」で使用し、それがその後普及し始めたということである。その「新
たな意味」を現代の学者たちも引き継ぐ形で使用している（そして、愛好している）ことにな
るのであるが、もし上記論文の著者 Innes の「歴史的な」説明の内容が正しいとすれば、「デー
ンロー」という用語を英語史で使用する場合は、特に注釈が必要になる。

上の解釈に従うとすれば、「ウェッドモアの和議」イコール「デーンローという用語使用によ
る領土区画の取り決め」という従来の単純なシナリオが定説として成り立たないのである。878
年にウェッドモアの和議が結ばれたとして、その結果デーン人の「領土区画」が同時発生的に（当
時は用語として存在すらしなかったにもかかわらず）「デーンローと呼ばれる」ようになった、
という説明には矛盾があることは明らかである。

12世紀になってから普及し始めた「デーンロー」という用語を、時間を遡って9世紀ごろの歴
史的な事象の呼称として関連付けることができるであろうか。確かに多くの関連文献でもそう
であったように、各文献の著者が、過ぎ去った歴史事象を説明する際、「現代的な視点で」関連付
けるのは可能であろうが、その時は、少なくとも「デーンロー」という用語に対する「歴史的な
視点軸」の意識と注釈が必要になるだろう。例えば、本稿25～26ページでも言及した、(文献11)
の後半部分を再度引用しよう。

(文献11)『英語史』(2000)

「……アルフレッドは、ロンドンを取り戻したのち、和平を永続させるべく、886年に
デーン人と領土の区画協定を結んだ。それによれば、ロンドンをイングランド領とした上
で、ローマ人が建設した基幹道路の一つである、ロンドンから Chester に至るウォトリン

グ街道 (Watling Street) の南側をイングランド領、以北からノーサンブリアの南半分まで、すなわち、イースト・アングリア全土、マーシアの東半分、ノーサンブリアの南半分よりなる全イングランド領の約半分をデーン領とし、デーン領内での彼ら独自の法律の施行と自治を認めた。このデーン領をデーンロー (Danelaw [OE Denelagu] 「デーン法地域」)と呼ぶ。」(35～36ページ。下線は筆者による)

下線部についていえば、著者は特に断っていないが、現代の視点から見て「デーンローと呼ぶ」ことができる訳で、それは歴史事象とその流れや背景を既に理解している人の視点なのである(ただ、そのような視点を持ち合わせていない初学者は上の文章を「当時、既にある区域がデーンローと呼ばれていた」と誤解してしまう可能性もある)。このような曖昧さは、第2章で引用した多くの関連文献にも当てはまる。

しかし、同時に、「当時デーンローと呼ばれた」という(文献14)のような「過去の文脈に視点軸を置いた」説明は明らかにもっと大きな誤解と混乱を引き起こす可能性がある。即ち、その説明はデーン人の襲撃を受けていた当時のブリテン島では既に「デーンロー」と呼ばれる地理的な領土区画が存在していた(実際は存在していなかった)ことを示唆し、そのため読者側に誤った解釈と理解が生じる恐れがある。

いずれにしても、デーンローという用語を英語史の文脈で使用する際には、歴史的事実を踏まえた何らかの注釈が必要なのである。伝統的な定説に沿った説明にもそれなりの裏付けを用意しておかなければならない。なお、念のため筆者なら(文献11)の下線部に対して、次のような注釈を付けたいところである。

「・・・なお、‘デーン人の法律が施行されていた領土区画’を意味するこの‘デーンロー’という用語は12世紀に造られ、その後普及した用語であるため、9世紀末ごろまでに決められたイングランド領内のデーン人の領土区画そのものが、当時から既にその名称で呼ばれていた訳ではない。」

あるいはもっと簡潔に、「なお、この‘デーンロー’という名称は当時から使用されていたものではなく、12世紀以降使用されるようになった名称であることを付け加えておきたい。」という注釈も可能である。

6. 終わりに

以上における多くの関連文献の引用とそれに対する説明には、少なからず筆者の推測が混じっている。また、説明もかなり重複、錯綜している部分が多い（その結果、思い違いや、舌足らず、勇み足もあるかもしれない）。また、筆者自身、今回初めて「電子資料」を利用した訳であるが、その活用方法と解釈については今後の課題となる部分が残っている。

今回利用した多くの電子資料では、定説にこだわらない、あるいは定説を覆したり、修正を示唆するような解説が頻繁に見られた。すべての解説を頭から鵜呑みにすることはできないかもしれないが、英語史の定説を見直すための参考材料にはなるだろう。

今回筆者は、英語史の定説をいきなり全面的に修正したり、変更するといった意図や大胆さは持ち合わせていない。ただ、定説化している事柄でも、確証や記録や裏付けがないもの、あるいは曖昧な記述がみられる項目は、講義では十分注意して扱うべきだということを自分なりに確かめたかっただけである。いったん定着した「定説化の連鎖」はなかなか打破し難いということである。

今回特に強く意識せざるを得なかったのは、歴史学の領域で考察、研究された新たな成果や知見が英語史の領域に十分生かせていないことである。特に最新の学際的な研究結果のさらなる活用の必要性である。

しかし、正直なところ、ほとんど歴史学に不案内な筆者がいくら意気込んでも、短期間に分野の違う歴史学の論文や史料を読破し、理解するのは容易ではなかった。「生兵法は怪我のもと」に陥っていないことを祈るのみである。筆者が今回種々の関連文献を再読していたところ、次のような記述に遭遇した。ある関連文献の「はしがき」の中の言葉である。

「一般に歴史家の任務は、歴史的事実を正確に記録することのほか、それらの事実について発生の原因、展開の過程、結果、意義、影響等を見ずからの言葉で語ることだと思ふ。著者は一歴史家としての立場から本書の執筆を進めたが、本書が上記の意味での歴史家の著作としてどこまで成功しているかは、読者のご判断にお任せするしかない。」

英語史の専門家である著者自身が、自らを一歴史家として自認しつつ著書を執筆されたことを

堂々と述べられている点が印象深い。同じ「はしがき」の中で、英語の内的要因（言語面）のほかにも、外的環境（歴史現象面）にも「不釣り合いと思われるほど」（著者の言葉）多くのページを割かれた意味を強調しておられることも傾聴に値する。「言語史の多くの部分は歴史を反映し、歴史に支えられている」ということを思い起こす。英語史にも当然このことが当てはまる。

なお、この著者が執筆された文献とは、本稿中でも何度か言及した（文献11）『英語史』（2000）であることを付け加えておきたい。因みに、この文献は、日頃筆者が意識的に最も頻繁に参照する基本的でかつレベルの高い参考書（虎の巻？）でもある。

本稿で取り上げた、問題点を含むいくつかの歴史事象の検証結果が、少なくともアルフレッド大王関係項目の講義を行う際に、果たして効率的に筆者の授業で活用できるかどうかは今後の試行錯誤に待たなければならない。さりげなく定説を修正しつつ講義を展開することも考えなければならない。

例えば、従来から定説的に使用されている幻の用語「ウェッドモア協定」の代わりに、史実そのものではないが、かなり史実に近い「878年にはアラー・ウェッドモアの休戦和議が成立した」という表現を適宜筆者の講義中に取り入れてみたい気がする。ただし、あくまでもそれは一つの試案である。

英語史の諸定説に関して、他にも問題点として取り上げたい項目がない訳ではない。講義科目「英語の歴史」の担当者として、筆者は毎年多くの講義項目の選定と効果的な説明方法に腐心している。同時に、英語史上の曖昧な点をできるだけ明確化したうえで、特に初学者にはできるだけ史実に基づいた分かりやすい講義をしたいと日頃から思っている。その意識が今回のささやかな研究ノート執筆の動機となっているし、講義を継続する以上、今後もそのような意識（と情熱）を持ち続けることを忘れてはならないだろう。（2015年1月28日最終稿）

< 関連文献、関連資料等一覧 >

※ 直接本文中で引用していなくても、適宜筆者が参照した文献も含む。

(1) 関連文献

- (文献1) 石橋幸太郎他編著 1973.『現代英語学辞典』(東京:成美堂)
- (文献2・訳) 森本英夫・大泉昭夫訳 1976.『英語の語彙』(東京:白水社 [文庫クセジュ]) 原著: Paul Bacquet 1974. *Le Vocabulaire Anglais* (Paris: Collection QUE SAIS-JE?)
- (文献3) 北村達三著 1980.『英語を学ぶ人のための英語史』(東京:桐原書店)
- (文献4) 小野 捷著 1980.『英語史概説』(東京:成美堂)
- (文献5・訳) 藤森一明監訳 1980.『現代英語成立の背景: 英語変遷の内的・外的要因』(東京:環翠堂) 原著: Joseph M. Williams 1975. *Origins of the English Language: A Social and Linguistic History* (New York: The Free Press)
- (文献6) 小野 茂・中尾俊夫共著 1980.『英語史 I』(東京:大修館書店)
- (文献7・訳) 永嶋大典他訳 1981.『英語史 (第3版)』(東京:研究社) 原著: Albert C. Baugh & Thomas Cable 1978. *A History of the English Language*. 3rd ed. (New Jersey: Prentice-Hall)
- (文献8) 中尾俊夫・寺島典子共著 1988.『図説英語史入門』(東京:大修館書店)
- (文献9) 中尾俊夫著 1989.『英語の歴史』(東京:講談社 [講談社新書])
- (文献10) 寺澤芳雄・川崎 潔共編 1993.『英語史総合年表』(東京:研究社)
- (文献11) 宇賀治 正朋著 2000.『英語史』(東京:開拓社)
- (文献12) 安藤貞雄著 2002.『英語史入門』(東京:開拓社)
- (文献13) 橋本 功著 2005.『英語史入門』(東京:慶應義塾大学出版会)
- (文献14) 家入葉子著 2007.『ベーシック英語史』(東京:ひつじ書房)
- (文献15) 寺澤 盾著 2008.『英語の歴史』(東京:中央公論社 [中公新書])
- (文献16・訳) 田口孝夫監訳 2012.『物語英語の歴史』(東京:悠書館) 原著: Philip Gooden 2009. *The Story of English* (London: Quercus Publishing Plc.)
- (文献17) 横田由美著 2012.『ヴァイキングのイングランド定住—その歴史と英語への影響』(相模原:現代図書)
- (文献A) Orrin W. Robinson 1992. *Old English and Its Closest Relatives* (London: Routledge)
- (文献B) Roger Lass 1994. *Old English: A historical linguistic companion* (Cambridge: Cambridge University Press)
- (文献C) Tom McArthur (ed.) 1998. *Concise Oxford Companion to the English Language* (Oxford: Oxford University Press)
- (文献D) Richard Hogg 2002. *An Introduction to Old English* (Edinburgh: Edinburgh University Press)
- (文献E) Stephan Gramley 2012. *The History of English: An Introduction* (London: Routledge)

(2) 原典史料

- (原典史料1・訳) 大沢一雄 (著・訳) 2012.『アングロ・サクソン年代記』(東京:朝日出版社)

(原典史料2・原文) Dorothy Whitelock (ed.) 1952. *Two of the Saxon Chronicles* (vol.I-II) (Oxford : Oxford University Press) (Charles Plummer編の同書初版は1892-1899年の出版)

(原典史料3・英訳) Simon Keynes & Michael Lapidge (trans.) 1983. *Asser's Life of King Alfred and other contemporary sources* (London: Penguin Books)

(3) 電子資料

(電子資料1) *Wikipedia* “Alfred the Great”

http://en.wikipedia.org/wiki/Alfred_the_Great (入手 2014-09-05)

(電子資料2) *Wikipedia* “Wedmore”

<http://en.wikipedia.org/wiki/Wedmore> (入手 2014-11-09)

(電子資料3) *Wikipedia* “Treaty of Wedmore”

http://en.wikipedia.org/wiki/Treaty_of_Wedmore (入手 2014-08-31)

(電子資料4) *Wikipedia* “Treaty of Alfred and Guthrum”

http://en.wikipedia.org/wiki/Treaty_of_Alfred_and_Guthrum (入手 2014-08-31)

(電子資料5) *Early English Laws Project* “Treaty of Alfred and Guthrum (AGu)”

<http://www.earlyenglishlaws.ac.uk/laws/texts/agu/> (入手 2014-09-01)

(電子資料6) *Wikipedia* “Danelaw”

<http://en.wikipedia.org/wiki/Danelaw> (入手 2014-12-09)

(4) 関連資料

(関連資料1) 1988. *New Encyclopedia Britannica* (15th ed.)

(関連資料2) 高橋 博著 1993. 『アルフレッド大王：英国知識人の原像』(東京：朝日新聞社)

(関連資料3・訳) 平野和彦訳 2006. 『西欧言語の歴史』(東京：藤原書店) 原著：Henriette Walter 1994. *L'aventure des langues en occident: leur origine, leur histoire, leur géographie* (Paris: Editions Robert Lafont)

(関連資料4) 世界各国史11 (川北 稔編) 1998. 『イギリス史』(東京：山川出版社)

(5) 歴史論文

(歴史論文1) Paul Kershaw 2000. “The Alfred-Guthrum Treaty: Scripting Accommodation and Interaction in Viking Age England,” In D.M. Hadley & J.D. Richards (eds.), *Cultures in Contact: Scandinavian Settlement in England in the Ninth and Tenth Centuries*, 43-64. (Turnhout : Brepols Publishers)

(歴史論文2) Matthew Innes 2000. “Danelaw Identities: Ethnicity, Regionalism, and Political Allegiance,” In D.M. Hadley & J.D. Richards (eds.), *Cultures in Contact: Scandinavian Settlement in England in the Ninth and Tenth Centuries*, 65-88. (Turnhout : Brepols Publishers)